

○飯塚市広告掲載要綱

平成 20 年 12 月 26 日

飯塚市告示第 240 号

(趣旨)

第1条 この告示は、市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、市の資産を広告媒体として活用して民間企業等の広告を掲載し、又は掲出することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げる資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

ア 市が発行する印刷物

イ 市のホームページ

ウ 市の財産

エ アからウまでに掲げるもののほか、広告媒体として活用できるもののうち市長が認めるもの

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。

(3) 広告主 広告掲載を依頼する者をいう。

(4) 広告取扱業者 広告代理業を営む者、広告看板等の制作業者及びこれらに類する者をいう。

(広告の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(3) 人権侵害につながるおそれがあるもの

(4) 政治性のあるもの

(5) 宗教性のあるもの

(6) 社会問題についての主義又は主張に当たるもの

(7) 個人又は法人の名刺広告

(8) 美観風致を害するおそれがあるもの

(9) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの

(10) 前各号に掲げるもののほか、広告媒体に掲載する広告として不適当である

と市長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載することができる広告に関する基準は、別に定める。

(広告媒体の種類)

第4条 広告掲載を行う広告媒体の種類は、別に定める。

(広告の規格等)

第5条 広告の規格及び広告掲載位置は、当該広告媒体ごとに別に定める。

(広告の募集方法等)

第6条 広告募集方法、価格及び選定等の方法については、当該広告媒体ごとに、その性質に応じて別に定める。

(広告審査会の審査)

第7条 広告掲載を行おうとする広告媒体を所管する課長は、第4条から第6条までに定める事項を記載した関係書類を作成し、あらかじめ飯塚市広告検討委員会規程(平成20年飯塚市訓令第13号)第8条第1項に規定する広告審査会に諮問し、その意見を聴かなければならない。

2 広告審査会から意見を受けた課長は、当該意見に基づき広告掲載の事務を行わなければならない。

(広告の疑義)

第8条 広告媒体を所管する課長は、当該広告掲載に疑義が生じたときは、広告審査会に意見を求めることができる。

(物品等の寄附)

第9条 物品等の寄附を受け、当該物品等を利用することにより広告を行なう場合の取り扱いについては、別に定める。

(業務の委託)

第10条 市長は、広告の募集、広告の作製等の業務を広告取扱業者に委託することができる。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成21年1月1日から施行する。